令和4年3月31日 海事局船員政策課・内航課

内航海運の

運統計画作成·運用

ガイドライン

運航計画も見直しを!

## 「内航海運の運航計画作成・運用ガイドライン」を作成しました

~内航海運における「船員の働き方改革」、「取引環境改善」、「生産性向上」を推進します~

国土交通省は、本年4月より施行される改正内航海運業法や改正船員法の内容を踏まえ、 オペレーターが作成する運航計画の作成・運用の際に留意して頂きたい事項をまとめたガ イドラインを作成しました。

- 令和3年5月に成立した「海事産業強化法」のうち、内航 海運業法及び船員法の改正部分が令和4年4月に施行され ます。(船員法の一部の規定は翌年4月施行)
- 今般の改正では、内航海運における「船員の働き方改革」、 「取引環境改善」、「生産性向上」を推進するための各種制 度が盛り込まれました。
- 特に、内航海運業法において、オペレーターに対し、船員 の労働時間を考慮した適切な運航計画の作成が義務付け られるなど、船員の過労防止措置のための規定が新たに盛 り込まれました。
- そこで、国土交通省では、これらをより実効性のあるもの にするため、今般、内航海運業法に基づきオペレーターが 作成する運航計画について、留意して頂きたい事項をまと めたガイドラインを作成しました。
- 主としてオペレーターを対象に作成していますが、荷主やオーナーの皆様にも是非ご覧 頂くとともに、運航計画の見直し等にご活用頂きたいと考えております。



- (1) 改正内航海運業法、改正船員法に盛り込まれた新たな制度の概要 オペレーターや荷主の法的責任の変化への対応が必要です!
- (2) 船員の労働時間規制の変更への対応の必要性 法令遵守のため、運航計画の作成・運用方針の見直しが急務です!
- (3) 運航計画と船員の労働時間の関係 船員の労働時間に配慮した運航計画の作成・運用が必要です!
- (4) 運航計画の作成・運用の際の留意点 オーナーからの声を改善のヒントに、運航計画の作成・運用の基本方針を定めましょう!
- (5) 運航計画の作成の前提条件の改善 荷主などの関係者に問題点を伝え、改善策の検討を要請しましょう!
- ※ 全体版は、国土交通省「内航海運の取引環境改善・生産性向上」のウェブページ をご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\_tk3\_000074.html

【問い合わせ先】国土交通省海事局 船員政策課 TEL:03-5253-8647 谷口、髙桒

Mail: hqt-senin@mlit.go.jp TEL: 03-5253-8627 佐藤、松尾 内航課

Mail: hqt-naiko@mlit.go.jp

